

## 平成23年度第3回京都市子どもを共に育む京都市民憲章推進協議会 会議録

1 日 時 平成23年9月28日（水）午後6時30分～午後8時

2 場 所 こどもみらい館

3 出席委員 （五十音順，敬称略）

礪貝，磯橋，大畑，奥村，小倉，佐古，高林，中川，中村，西脇，升光，松永，宮本，森，森田，山内，山口

4 次 第

- (1) 行動指針について（第2回推進協議会の続き）
- (2) 表彰制度について（第2回推進協議会の続き）
- (3) 緊急課題に係る動向について
- (4) その他

5 会 議 録

委員紹介

事務局から，第1回及び第2回推進協議会を欠席していた委員を紹介

(1) 行動指針について（第2回推進協議会の続き）

会長

前回示された「行動指針（素案）」は，第1回目の案に比べてわかりやすく見やすくなっていたと思うが，委員の皆様から，「緊急課題に対する方策について，もっときっちり書き込むべきだ」，「市民が主体的に取り組もう，という気になるような表現にするべきだ」，「実施主体ごとにまとめたものがあれば，自分が何に取り組めばいいか，わかりやすいのではないか」といった意見もいただいた。こうした意見を踏まえ，事務局で「行動指針（案）」を作成したので，本日，皆様に最終確認をお願いしたい。

事務局が，資料1-1，1-2，1-3に沿って説明。

委員

防災意識について，改めて拝見して，基本的な方策として書かれているのと緊急課題への方策として書かれているのを見ると，基本的な方策はそんなに重要視しないというように取れてしまう。前回に申し上げれば良かったが，私が初回に言いたかったのは，これから，東海，南海，東南海という地震が本当に起こる可能性が年々高くなっているという事実がある以上は，未来を担っていく子どもたちの命を守るために，防災対策の項目は独立して作っていただきたいとすごく感じた。また，例えばその内容の中に，意識改革も入れていただきたいし，防災教育ももちろんだし，具体的なところまで書かれた方が，将来を思ったときに非常に重要ではないかと感じた。

資料1-1の1-(6)「きょうと男女共同参画推進宣言事業者」の「きょうと」がひらがなになっているのには，何か意味があるのか。

## 事務局

防災対策に係る御意見について。緊急課題は、インターネットなど、短期間で取り組んでいくという趣旨のものとしている。防災対策はもちろん大事な取組で、今年重点行動の2つのうちの1つに入れているとおりに、重点として書かせていただいている。また、防災対策はおそらくずっと続けていかなければならないという意味で、基本的方策に当てはまるという理解もあり、別枠に書くなどの手法もあるが、ここでは「子どもの命を守るために」という基本的方策のところに書いている。防災対策自体は、条例そのものに規定がないため、どこに入れるかについては、皆様からも前回様々な御意見があったが、このような書き方にさせていただいた。防災対策について、今年重点行動として取り組んでいくことに変わりはない。

「きょうと男女共同参画推進宣言事業者」は事業の固有名詞であるため、このような表記にしている。男女共同参画に取り組む企業に登録していただくという制度である。

## 委員

できれば私としては、防災項目というのが、今後、年々大震災発生の可能性が強くなると言われてるので、独立した項目として工夫していただくよう希望する。

## 会長

今回示されているリーフレットやチラシは、第1回会議で配布されたリーフレット「子どもたちの今と未来のために」に代わるものという位置付けか。それとも平行して使っていく予定か。

## 事務局

第1回会議で配布したリーフレット「子どもたちの今と未来のために」は、条例そのものを紹介した内容で、保護者の方をはじめ広く配布させていただいた。

今後、当面は、まず行動指針を中心に新たにお知らせする方が大切だと思っている。詳しく知りたい方に対しては条例のリーフレットも含めてお配りするが、広く配布するときには、A4一枚ものの対象別チラシを配布し、関係団体などもう少し詳しく周知する場合は、A3の全体版リーフレットも配布する。

## 副会長

児童ポルノ対策のところ、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設、事業者の項目に「児童ポルノを所持せず」という表現があるが、少し抵抗がある。「児童ポルノの所持は許さない」という表現であれば。我々関係者としては「児童ポルノを所持せず」というのは当たり前のことで、わざわざこう書くと、学校関係者にしても、保育関係者にしても、保護者の方にしても、皆さん抵抗があるのではないか。ここの表現をもう少し工夫できないか。

## 事務局

『児童ポルノの所持を許さず』など強い表現の方がわかりやすいではないか」という御趣旨と理解し、検討させていただきたいと思う。

児童ポルノについては、現在の国の法律では、売ったり買ったりすると処罰されるが、自分

の楽しみとして持っているだけでは個人の自由ということで処罰されない。しかし、今回の京都府の条例では、自分が持っているだけでも駄目という内容になっている。「児童ポルノを所持せず」というのが当たり前になっていないというのも実態なので、それを今後、京都全体で取り組んでいくという趣旨で書いている。

#### 副会長

「児童ポルノを所持しない」というのは、関係者としては基本中の基本と思っているので、「所持せず」という表現だと、関係者についても「所持しているかも」と考えているのかという思いを持つ。その辺りも踏まえて、表現を検討していただきたい。

#### 会長

P T A活動では、「児童ポルノを許さず」と単純に言っていることが多い。私も、その辺りの表現はひっかかっているところがある。「児童ポルノを許さず」ではいけないのか。

#### 事務局

1つ上の京都市の具体的行動では「児童ポルノは許さないという気運を高め」という表現にしており、当然そういうことだと理解している。一方、保護者等の具体的行動の、御指摘の部分に続くところに「インターネット上で児童ポルノを発見したときは通報する」ということを、京都府条例に規定があることも踏まえ、書いており、「他人が所持しているのを見つけたときに通報するだけか、自分が所持しないのが前提ではないか」という意図で、また、単純所持を禁止するという京都府条例の内容も踏まえ、案のような表現とした。御意見を踏まえ、工夫したい。

#### 委員

A 3二つ折りのリーフレットを見ると、ずいぶん見やすくなって良かった。表現については、前回は意見が出ていたとおおり、まだまだ工夫しようとするれば工夫できるだろうが。

形式の問題だが、A 3リーフレットの「2つの重点行動」「基本的な方策」「緊急課題への方策」の辺りが詰まっていて、「重点行動」が目立たないので、レイアウトの工夫をしていただきたい。また、実践主体ごとのチラシでは、基本的方策の行動指針・具体的行動の上に、それぞれ憲章の6つの行動理念、例えば「～子どもたちの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために～」などが書かれている。文字数が多いと、市民の方に読んでもらいにくくなるので、色々書き込みたいところではあるが、入れない方が良いのではないか。A 3二つ折りリーフレットと、この実践主体別チラシをセットで配布するなら、実践主体別チラシの方は控えめに。

#### 事務局

実践主体別チラシについては、裏面の上部に、憲章の6つの行動理念を記載しており、御指摘の箇所と重複するので、御指摘の箇所を取るとすっきりすると思う。

A 3二つ折りリーフレットの方は、御指摘の部分があっても良いか。

委員

A3リーフレットの方は、全体像を示すという意味であった方が良いでしょう。チラシはシンプルにして、詳しく知りたい方はA3の方を御覧いただければ良いのでは。

委員

緊急課題への方策の「薬物乱用対策」の箇所で、「麻薬等の薬物を子どもに乱用させない」とある。薬物については子どもに乱用させないではなく、使用させないというのが基本ではないか。表現を工夫できないか。

事務局

難しいところである。薬自体は使ってはならないと言う訳ではなく、例えば睡眠薬でも、適量使うのは良いが、適量以上に使うと「乱用」となり、良くない。

委員

「薬物」の前に「麻薬等の」とあるので、「乱用」よりも「使用」が適切ではないかという趣旨である。

事務局

文言については、確認する。

委員

私から3点ある。まず、趣旨説明の箇所の2行目、「この憲章の理念が〜〜『行動指針』を定めます」、そのとおりだが、文章が長いのではないか。市民にとって読みやすくわかりやすくするために、簡単にした方が良いのではないか。この辺り、事務局、会長、副会長の方で調整していただければと思う。例えば、もし私ならば、「そして、この憲章の理念を総合的に推進する『子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例』」というように持っていった方が読みやすくなると思う。

2点目、趣旨説明の「『行動指針』の中から取組項目を選んで実践を進めましょう。」、私はすごく良いと思う。一市民として、全てを一度にやらなくても良い。やることが多いと「理想よね」で終わってしまうように思う。「いくつかを選んで目標にしてください」の方が実行性が高くなるように思う。

3点目、重点行動について、私はあった方が良いでしょう。趣旨説明のところ、「毎年度の具体的な実践方策である」、「毎年度の具体的な」とある。ある程度、特化されたものである方が、よりわかりやすくなるように思う。それとの関連で、緊急課題の児童虐待対策の中で、市の取組として「初産婦等への」という言葉が登場する。例えば、未来こどもプランにおいては、「妊娠出産期からの家庭支援の強化」という文言は登場するが、確か、「初産婦」という言葉はなかったように思う。この言葉を使うことによって、より一歩進めた具体的なものになるように思う。1点、文言だが、「初産婦等への家庭訪問の実施などの妊娠期からの子育て支援を推進するとともに」というように、資料1-1では「の」がある。一方、資料1-2では「の」がない。ない方が、文章的に、よりすっきりするように思う。ただし、「家庭訪問の実施など」

というように、「など」なので、かならずしも家庭訪問に特化したものではないが、より幅広い、広範囲の初産婦への対応が課題になるとすれば、この箇所、例えば、「初産婦等への妊娠期からの子育て支援を推進するとともに」というように、簡潔化した方が私は良いように思う。

会長

御意見いただいたものについて、事務局で検討していただきたい。委員の皆様におかれては、修正については、会長、副会長に一任いただきたい。策定された行動指針については、10月から、市民の皆様に広く周知を図っていききたい。

また、各団体において「行動指針」の周知を図っていただくとともに、「行動指針」に掲げる取組について、積極的に実施していただくよう、御協力をお願いする。

## (2) 表彰制度について（第2回推進協議会の続き）

会長

表彰制度は、前回、事務局から制度の大枠について説明があったが、制度の詳細が固まったので、御確認をお願いする。

事務局が、資料2に沿って、説明。

委員

一般公募しても応募は少ないように思うので、各団体から推薦していくことになるのではないか。

会長

京都市では、積極的な活動をしている個人や団体はたくさんあるので、活動の点では問題ないと思うが、「自薦」となるとなかなか難しい。

副会長

会長からもあったが、活動している団体はたくさんあるが、自分から応募される方は少ない。そうなるので、我々をはじめ各団体がしっかり推薦していく必要があると思う。

事務局

是非、よろしくをお願いします。

委員

今後についてだが、過去にKBSなどで流されたことはあるのか。

事務局

行動指針の策定及び表彰実施等については、記者クラブに資料配布し、情報提供する。

会長

せっかくなので広く知っていただきたい。

事務局

京都市ホームページ等に掲載していく。また、先ほどは行動指針のチラシを御覧いただいたが、表彰募集についてもチラシを作成し、広く周知していく。

委員

大和ことばなど、チラシには工夫を。募集すること自体が、行動を促すような、そんな気分させるような、レトリックを使っていたきたい。期待している。

会長

第1回目が大切。これを受賞することが名誉なことだと思っただけのような内容にしていきたい。

事務局においては、積極的に広報していただきたい。また、委員の皆様の団体におかれても、積極的に御推薦をお願いしたい。

11月中旬の推進協議会で、表彰選考の審議をするということで良いか。

事務局

その予定である。推進協議会の案内は後日改めて行う。また、それに先立ち、募集に係る資料については、作成次第、早々に提供する。

### (3) 緊急課題に係る動向について

事務局が、資料3～5に沿って、説明。

会長

京都市のデータ等もあれば、また御提供いただきたい。今後も、こうした情報提供をいただければ、各団体の活動に活かしていくことができる。

### (4) その他

会長

本日の会議全体を通して、何か御意見があればお願いしたい。

委員

次第1の「行動指針」について、学校の立場から、お伝えしておきたい。

いじめ対策の項について。学校に行けない、行かない子どもたちがいる。背景はいじめである場合もあれば、個々の事情である場合もあり、さまざま。そうした子どもたちが、家でどんなことをしているか、携帯で時間を費やしたり、ユーチューブや動画などという言葉も出てきているが、不登校の子が陥りやすいのが、電子・映像メディア依存。

また、学校では進学に向けて心痛めているところだが、せっかく進学しても、通信制、単位

制など形はいろいろあるが、コミュニケーション能力の弱さにより、また中途退学をしてしまう。このような現状の中、進路として、通信制、単位制のニーズが高まっている。そういう子どもたちが増えている中において、こうした子どもを持つ保護者もこのリーフレットを見ると思うが、社会としてそうした子どもを守る土壌づくりをする気運を高めるとか、そうした子の眩きを支えるとか、背景として住みやすい、居心地の良い土壌にするために、そういう部分でも、文言を加えていただきたい。学校としては、人権意識が高く、温かい、居場所づくりの醸成をしているところである。いじめだけに特定されるのではなく、それにも起因するが、学校に行けない子どもたちが、社会に出てどうなっていくのか、自分だけでは生きていけないので、どういう大人になっていくのか、将来に向けての、中学校、高校段階の課題への支援も文言として明確にわかるようにしていただきたい。

事務局

基本的な方策の「(5) 地域のつながり」の項目において、行動指針として「課題を抱える子どもと家庭を支援する」、地域住民や育ち学ぶ施設、京都市の具体的行動として「不登校やひきこもり等の課題を抱える子どもと家庭を支援する」ということを記載している。昨年子ども・若者総合支援の窓口を開設した、こども相談センターパトナや中京青少年活動センターなどでも取組を行っており、京都市全体としても課題と考えている。いじめ対策だけが緊急課題ということだけでなく、それにまつわる課題もあるということは認識しているが、文章を書き出すと多くなるという御意見もあるので、具体的な取組の中で進めていきたい。

会長

緊急課題ではないが、基本的方策と考えているということで良いか。

事務局

御指摘のとおり。

会長

社会への適応能力のない子が増えているというのは、確かに言われている。今後、考えていかなければならないと思う。

委員

A3二つ折りリーフレットについて、左ページから右ページに伸びている2つの白い矢印について。現在のまっすぐではなく、折り曲げた矢印で各緊急課題の真ん中に行くように工夫しては。見た目は大切なので。

以上